

# 西宮市ぜん息健康相談事業実施要綱

## (目的)

第1条 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく健康被害予防事業の環境保健事業の一環として、アレルギー性疾患および慢性閉塞性肺疾患等に関する相談事業を行うことにより、当該疾患の予防ならびに健康の回復・増進に関する知識の普及と意識の向上を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 市内在住・在勤・在学者とする。

## (実施日および実施場所)

第3条 実施日は年度ごとに定め、実施場所は中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター等とする。

## (実施内容)

第4条 小児対象と成人対象があり、いずれも個別と集団での実施とする。

2 小児の個別はアレルギー性疾患、栄養、環境整備に対する相談への助言等とする。

3 小児の集団は小児気管支ぜん息に関する講話等を行う。幼児食講座はアレルギー食等の講話や調理見学・試食と必要時相談への助言を行い、アレルギー用代替食品やパンフレット等を展示する。

4 成人の個別は、ぜん息、慢性閉塞性肺疾患及び環境整備に対する相談への助言等とする。

5 成人の集団は、ぜん息、慢性閉塞性肺疾患、慢性閉塞性肺疾患に関連した喫煙（受動喫煙含む）の害や禁煙及び環境整備に対する講話と、必要時は相談への助言等とする。

## (従事者)

第5条 医師、保健師、看護師、栄養士、環境衛生課職員、保育士、有償託児ボランティア、事務職員等とする。

## (周知方法)

第6条 市政ニュース等とする。小児の個別・集団相談は母子保健事業時に紹介し、必要者には個別案内も行う。

## (関係機関との連携)

第7条 市は医師会ならびに関係機関等と十分に連携を取り、計画の策定や事業の実施についての協力を求め、事業の円滑な推進を図るものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

## (施行期日)

この要綱は、平成 4年4月1日から実施する。

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。